横浜市風力発電所協賛要綱

制 定 令和4年2月 1日 環創エネ第 760 号 (局長決裁) 最近改正 令和6年4月1日 環創総第 989 号 (局長決裁)

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、横浜市風力発電所の維持管理及び普及啓発等の活動(以下「風力発電事業」という。)の趣旨に賛同する企業及び団体等(以下「事業者」という。)が、風力発電事業を協賛する際に必要な事項を定めるものとする。
- 2 風力発電事業に協賛する事業者(以下「協賛事業者」という。)を「ハマウィングサポーター」と称し、「プライム」及び「スタンダード」の区分(以下「クラス」という。)を 設けるものとする。

(協賛)

第2条 この要綱において協賛とは、事業者が、風力発電事業を支援する目的として費用 (以下「協賛金」という。)を支払うことをいう。

(公募期間)

第3条 公募期間は、通年とする。

(協賛の申込等)

- 第4条 協賛を申し込む事業者(以下「申込者」という。)は、横浜市に対して、ハマウィングサポーター申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)を提出する。
- 2 横浜市は、申込書の提出があった場合、第12条に規定する条件等の確認後、申込者に対しハマウィングサポーター申込受理書(様式第2号、以下「申込受理書」という。)により通知する。

(協賛金の支払等)

- 第5条 申込者は、第4条第2項の規定による通知を受けた場合、申込受理書とともに送付される納付書により、横浜市に協賛金を納付する。
- 2 協賛金は、次のとおりとする。

クラス	協賛金	備考
プライム	500,000 円	年額・税込(複数口の申込可能)
スタンダード	100,000 円	年額・税込

3 領収書は、同条第1項に定める納付書と兼ねている領収証書をもって代える。

- 4 横浜市は、第4条第2項の規定による通知後、最初に到来する2月第4金曜日の時点で 協賛金納付が確認できない場合は、第4条第1項に規定する申込みを辞退したとみなし、 同条第2項の規定による申込受理を取り消す。
- 5 納付された協賛金は、理由の如何を問わず、返金しないものとする。

(協賛事業者の決定)

第6条 横浜市は、第5条第1項の規定による申込者からの協賛金の納付を確認後、申込者 を協賛事業者として決定し、ハマウィングサポーター決定通知書(様式第3号)により通 知する。

(協賛期間)

- 第7条 この要綱で定める協賛は、開始月を6月とし、翌年5月までの1年間とする。
- 2 第6条により決定された協賛期間は別表1のとおりとする。

(協替の変更)

- 第8条 協賛事業者は、以下の各号の変更等が生じたとき、ハマウィングサポーター変更届 出書(様式第4号)にて、変更事項等を横浜市に提出する。
 - (1) 事業者情報の変更(事業者名、代表者、担当者連絡先等)
 - (2) クラスの変更(協賛の継続時のみ変更可)
 - (3) プライムクラスの口数の変更(協賛の継続時のみ変更可)
 - (4) 更新の辞退
 - (5) 協賛の解約

(協賛の継続)

- 第9条 横浜市及び協賛事業者いずれからも別段の意思表示がないときは、協賛を1年間継続する意思があるものとし、協賛期間終了前の2月末日までに、協賛更新用の納付書を協賛事業者へ送付する。
- 2 第8条に規定する変更届出書によるクラス又は口数の変更があれば、変更内容に応じた納付書を協賛事業者へ送付する。
- 3 横浜市は、協賛期間終了前の4月30日(祝日の場合は翌開庁日)までに協賛金の納付 を確認後、第6条の規定による決定通知書を協賛事業者へ送付する。

(協賛事業者の特典)

- 第10条 横浜市は、協賛事業者の名称等について、横浜市の広報媒体(ホームページ、リーフレット等)、普及啓発活動等を活用して広報する。
- 2 横浜市が広報する期間は、協賛期間中とする。

- 3 広報等の協賛事業者の特典は、別表 2 に規定する。ただし、クラス又は協賛開始時期等 により一部制約を設けるものとする。
- 4 協賛事業者は、協賛期間中、自らの広報媒体等を活用して、ハマウィングサポーターであることを広報することができる。

(協賛金の使途)

第11条 協賛金は、横浜市風力発電事業の運営費に使用するものとする。

(申込者の公募)

- 第12条 横浜市は、公募要項を定め、申込者を公募する。ただし、申込者が次の各号に該 当する場合は、申込受理を取消すものとする。
 - (1) 横浜市広告掲載基準第5条に掲げる業種又は事業者
 - (2) その他横浜市脱炭素・GREEN×EXPO 推進局長が不適当と判断する者

(協賛の解約及び解除)

- 第13条 協賛事業者は、第8条に規定する変更届出書を提出し、横浜市が受理した日が属する月の翌月から解約することができる、又は協賛の更新を辞退することができる。
- 2 横浜市は、協賛事業者が次の各号のいずれかに該当したとき、ハマウィングサポーター 解除通知書(様式第5号)にて、直ちに協賛を解除することができる。
 - (1) 差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、又は民事再生、会社更生手続の開始、若しくは破産を申し立てられその開始決定が出た場合、又は申し立てたとき
 - (2) 事業の全部を譲渡し、又はその決議をしたとき
 - (3) 自ら振り出し若しくは引き受けた手形又は小切手が不渡りとなる等支払停止状態に至ったとき
 - (4) 競売を申し立てられ、又は仮登記担保契約に関する法律第2条に基づく通知を受けたとき
 - (5) 監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消しの処分を受けたとき
 - (6) 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき
 - (7) 第12条各号のいずれかに該当することが判明したとき

(定めのない事項)

第14条 この要綱に定めのない事項、その他この要綱に関し生じた疑義については、誠意をもって協議のうえ、これを決定する。

附則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年1月17日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 (協賛申込等の手続と期限について)

項目	手続等	期限等	
6月から協賛を 開始する場合	(1)申込書の提出	3月20日を期限とする。	
	(2)協賛金の納付	4月30日を期限とする。	
	(3)協賛期間	6月から翌年5月まで(1年間)。	
途中から協賛を 開始する場合	(1)申込書の提出	通年公募のため期限無し	
	(2)協賛金の納付	6月、9月、12月、2月各第4金曜日を期限	
		とする。	
	(3)協賛期間	各期限設定月の翌月から最初に到来する 5 月	
		まで。	
注意事項	(1)申込書受理から納付書送付まで、10日から2週間程度の時間を要し		
	ます。		
	(2)納付書に納付期限の記載はありません、各期限は事務手続上の期限		
	です。		
	(3)協賛金の納付が横浜市のシステムに反映されるまで7日から 10 日		
	程度の時間を要します。		
	(4)各期限が祝日の場合は、翌開庁日を期限とします。		

別表2 (ハマウィングサポーターの特典)

クラス	特典内容	留意事項
	(1)ホームページ	表示期間は、決定した協賛期間とする。
	・ロゴ表示+リンク	(注)
	(2)啓発表示板	4月 30 日までに協賛金を納付した事業
	・ロゴ表示のみ	者のみ対象とする。(注)
	・2 箇所 (臨港パークと瑞穂ふ頭)	
	(3)リーフレット	4月 30 日までに協賛金を納付した事業
プライム	・ロゴ表示	者のみ、リーフレット発注時にロゴ表示
		印刷対応するものとする。(注)
	(4)物品等の提供	横浜市が見学会等を通じて配布するが、
	・グッズ又は CSR レポート等	事業者からの提供は任意とする。
	(5)表彰	3月1日時点のハマウィングサポーター
	・プレート盾贈呈	を対象とする。
	(6)風車見学	開催時期、招待人数等は未定
	・見学会への招待	
	(1)ホームページ	表示期間は、決定した協賛期間とする。
	・文字表記	(注)
スタンダ	(2)リーフレット	表示期間は、決定した協賛期間とする。
ード	・文字表記	(注)
	(3)表彰	3月1日時点のハマウィングサポーター
	・感謝状贈呈	を対象とする。

(注) ロゴまたは事業者名の表記順位は「申込書の到着順」とします。プライムは、これに加えて「口数の多い順」とし、口数の多少によりロゴ表記面積等に差を付けることとします。